

委員会提出議案第2号

西東京市議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を、地方自治法第109条第6項及び第7項並びに西東京市議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和5年12月19日

提出者 議会運営委員長 大林 光昭

西東京市議会会議規則の一部を改正する規則

西東京市議会会議規則（平成13年西東京市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5節 委員長及び副委員長の互選（第125条・第126条）」を「第5節 削除」に改める。

第94条の次に次の1条を加える。

（出席委員に関する措置）

第94条の2 この章における出席委員には、西東京市議会委員会条例（平成13年西東京市条例第144号。以下「委員会条例」という。）の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会に出席した委員を含む。

第117条に次の1項を加える。

- 3 前2項の場合において、委員会条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員でない議員は、オンラインによる方法で当該委員会に出席することができる。

第2章第5節を次のように改める。

第5節 削除

第125条及び第126条を次のように改める。

第125条及び第126条 削除

第128条に次のただし書を加える。

ただし、委員会条例の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。

第142条に次の1項を加える。

- 3 前項の場合において、委員会条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。

第167条の次に次の1条を加える。

（協議等の場の開催方法の特例）

第167条の2 前条の協議等の場については、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害等の発生等により、その構成員が開会場所に参集することが困難と招集権者が認めるときは、オンラインによる方法で協議等の場を開くことができる。

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

（提案理由）

オンラインによる方法での委員会のほか、議会運営の効率化に資する規定を整備する必要がある。